二　役員又は重要な使用人が次のいずれかに該当することとなった事実を知った場合

イ　精神の機能の障害を有する状態となり金融商品取引業に係る業務の継続が著しく困難となった者

ロ　法第二十九条の四第一項第二号ロからリまでのいずれかに該当する者

［三～十　略］

十一　第一種金融商品取引業又は投資運用業を行う者にあっては、次に掲げる場合

［イ・ロ　略］

ハ　主要株主が次のいずれかに該当することとなった事実を知った場合（外国法人にあっては、主要株主に準ずる者が法第二十九条の四第一項第五号への確認が行われていない者に該当することとなった事実を知った場合）

(1)　精神の機能の障害を有する状態となり株主の権利の行使が著しく困難となった者（当該状態となり株主の権利を行使することについて代理人を置く者にあっては、当該代理人が精神の機能の障害を有する状態となり株主の権利の行使が著しく困難となった者又は法第二十九条の四第一項第二号ロからリまでのいずれかに該当する者であるものに限る。）

(2)　法第二十九条の四第一項第五号ニ(2)に該当する者

(3)　法第二十九条の四第一項第五号ホ(1)又は(2)に該当する者

(4)　法人を代表する役員のうちに次のいずれかに該当する者のある者

(i)　精神の機能の障害を有する状態となり株主の権利の行使が著しく困難となった者

(ii)　法第二十九条の四第一項第五号ホ(3)ロに該当する者

［ニ～チ　略］

［十二～十五　略］

（届出書に記載すべき事項）

第二百一条　法第五十条第一項の規定により届出を行う金融商品取引業者等は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載した届出書を所管金融庁長官等に提出しなければならない。

［一～七　略］

八　第百九十九条第一号又は前条第一号に該当する場合　次のイからへまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからへまでに掲げる事項

［イ・ロ　略］

ハ　金融商品取引業者が第百九十九条第二号イ又は法第二十九条の四第一項第三号（同項第二号イ及び重要な使用人に係る部分を除く。）に該当することとなった場合にあっては、次に掲げる事項

(1)　［略］

(2)　当該者が第百九十九条第二号イに該当することとなった場合にあっては、該当することとなった年月日及び理由

［(3)～(7)　略］

［ニ～ヘ　略］

二　役員又は重要な使用人が法第二十九条の四第一項第二号イからリまでのいずれかに該当することとなった事実を知った場合

［号の細分を加える。］

［三～十　同上］

十一　［同上］

［イ・ロ　同上］

ハ　主要株主が法第二十九条の四第一項第五号ニ(1)若しくは(2)又はホ(1)から(3)までのいずれかに該当することとなった事実を知った場合（外国法人にあっては、主要株主に準ずる者が同号への確認が行われていない者に該当することとなった事実を知った場合）

［加える。］

［加える。］

［加える。］

［ニ～チ　同上］

［十二～十五　同上］

（届出書に記載すべき事項）

第二百一条　［同上］

［一～七　同上］

八　［同上］

［イ・ロ　同上］

ハ　金融商品取引業者が法第二十九条の四第一項第三号（重要な使用人に係る部分を除く。）に該当することとなった場合にあっては、次に掲げる事項

(1)　［同上］

(2)　当該者が法第二十九条の四第一項第二号イに該当することとなった場合にあっては、後見開始の審判又は保佐開始の審判を受けた年月日

［(3)～(7)　同上］

［ニ～ヘ　同上］